

議会だより

No.72

平成22年(2010)
2月15日発行

かがみ

さわやかに
歴史と未来の
出逢うまち



上郡のマスコットキャラクター
円心くとエイトちゃん

こんなことが決まりました

12月定例会

定住自立圏形成協定を可決
議員政治倫理条例を可決 P.2~3

議員政治倫理条例(全文) P.4~6

付託審査報告 P.7

委員会報告 P.8~9

先進地研修 報告 P.9

一般質問 P.10~13

変わりゆくわが町 P.13

東備西播定住自立圏形成協定合同調印式 赤穂市 備前市 上郡町



東備西播定住自立圏形成協定合同調印式

東備西播定住自立圏が 形成される

これまでの経過

平成20年	
10月28日	備前市（中心市）、赤穂市、上郡町が定住自立圏先行実施団体に決定（総務省）
平成21年	
3月18日	中心市宣言を備前市で可決
6月7日	東備西播定住自立圏形成推進協議会（以下、「推進協議会」）設立
6月25日～	幹事会、部会の開催
7月13日	新都市において、東備西播定住自立圏形成推進協議会合同研修会を開催
10月5日	第2回推進協議会開催 推進協議会予算補正について審議。協定・ビジョン案策定の進捗状況について報告
10月8日 ～ 10月10日	赤穂国際音楽祭開催 赤穂城跡・閑谷学校 赤穂ハーモニーホール
11月21日	第3回推進協議会開催 協定書（案）について審議
12月9日	上郡町議会定例会で、備前市と形成協定を締結する議案を可決
12月16日	備前市議会定例会で、赤穂市並びに上郡町と形成協定を締結する議案を可決
12月22日	赤穂市議会定例会で、備前市と形成協定を締結する議案を可決



東備西播定住自立圏 協定を締結

12月25日（金）赤穂市役所において「東備西播定住自立圏形成協定合同調印式」が行われ、岡山県備前市、兵庫県赤穂市、上郡町よりそれぞれ正副市町長、正副議長が出席し、圏域の中心市と周辺市町が1対1で結ぶ協定が締結された。各市町の12月議会定例

本定例会は12月8日から17日まで開催され、同意1件、請願1件、工事請負契約及び変更契約2件、条例の1部改正2件、平成21年度一般会計及び特別会計補正予算7件、議員発議による条例制定1件が上程されました。付託審査等を行い、慎重審議の結果すべて原案通り可決しました。6名の議員が町政への一般質問を行いました。

11月27日の臨時会には、一般会計の専決処分承認1件、条例の一部改正など4件が上程され、慎重審議の結果すべて原案どおり可決されました。

1月18日の臨時会には、同意1件、農業委員会委員の選出など2件が上程され、慎重審議の結果すべて原案どおり可決されました。

備前市と上郡町の協定書

（内容概要）

- 一 地域医療の連携
- 一 生涯学習の機会拡大と推進
- 一 学校給食の広域連携
- 一 地産地消の推進及び地域ブランドの発掘
- 一 観光振興の推進
- 一 鳥獣害防止総合対策
- 一 企業誘致の推進
- 一 地域公共交通ネットワークの構築
- 一 地域情報ネットワークシステムの構築

会で協定案が可決され、この度の調印式が行われた。

同意案件

（12月定例会）

固定資産評価審査委員会委員の西川省三氏が平成22年1月23日付で任期満了。後任として山田正司氏の選任を、賛成多数で同意した。

住所 備前市 備前1-84-5
氏名 山田正司

生年月日 昭和22年2月16日



（1月臨時会）

固定資産評価審査委員会委員の山本大成氏が1月11日付で辞任。後任として山本雅弘氏の選任を、賛成多数で同意した。

住所 備前市 大枝新4-2-2
氏名 山本雅弘

生年月日 昭和18年6月3日



お礼

任期満了で退任された西川省三氏と、辞任された山本大成氏の長年のご尽力に感謝します。

上郡町議会議員 政治倫理条例を 7対2で可決

上郡町議会議員政治倫理条例案が提案されました（提案議員・沖正治、賛同議員・山本守一）。審議中に修正動議が提案されましたが（提案議員・小寺政広）、修正案は否決されました。次いで原案に対する賛成討論、反対討論が行なわれた後に2議員が退場。

採決は9議員で行なわれ、賛成7、反対2で条例案は可決されました。条例全文は4頁以降に掲載してあります。

註：兵庫県内ではすでに14市町が議会議員政治倫理条例を制定しています。

提案までの経緯

- ・有志議員が条例案を作成し平成21年9月16日開催の全員協議会で全議員に配布。
- ・全議員に呼び掛けた勉強会を10月6日に開催し（5議員出席）、条文の修正を行ない、修正結果を全議員に報告。
- ・議会運営委員会で委員会付託ではなく即決と決定。
- ・12月定例会に議員提案。

提案理由

議員には、地方自治の本旨に基づきそれを担う一員とし

ての責務を自ら明確にするこ
とにより、町民の信託に応え
町の発展に奉仕することが求
められている。そのための規
範となる上郡町議会議員政治
倫理条例を制定したく提案し
た。

賛成討論（要旨）

大政正明

地方自治の本旨は事務処理
や事業を住民の意志に基づい
ておこなうことであり、その
ため自治体の長と議員は住民
の選挙により直接選ばれる。
従って議員は町民全体の代表
者・奉仕者であり一部の人間
の代表者・奉仕者ではない。
議会は条例の制定・改廃、行
財政全般の事務処理の最終的
な意志決定と適否の監視、な
どの権能を併せ持つ重要な地
位にあり、議員は皆人格・識
見共に優れていることが求め
られる。

提案された条例は、議員が
地方自治の本旨に基づき地方
自治を担う者としての責務を
みずから明確にし、町民の信
託に応え町の発展に奉仕する

ための規範となるものであり、
条例の制定により町民と議員
の責任が明確になり、スムー
ズな町政運営のための体制整
備が期待される。以上の理由
により条例制定に賛成する。

反対討論（要旨）

工藤 崇

町長、幹部職員及び議員が
町民の信頼に値する人格と倫
理性を自覚し高めることは当
然である。提案された条例は、
一、条例の目的の文言やその
情勢が不明であり、不明確
な表現だ。

二、住民の自由の制約、権利
や制限、住民の義務の解釈
について上位法令に違反し
ている疑いが濃い。関係の
ない町民、腹を探られる必
要のない町民に法令を超え
て制約を設けることが良い
かどうか。

三、表現、文言、枠組み、順
番がバラバラである。外に
向かって、町民に向かって、
全国に向かって発信する条
例がこのような文章、中身
では笑われる。このまま議

決するのであれば、賛成でき
ない。

藤本ゆうき

政治倫理条例のような性質
の条例は、議員に立候補する
者、そして上郡町民総てに関
わる問題なので、もっと民主
的に議論する場があっても当然
である。中身についても支離
滅裂であり、前後の整合性が
なく、憲法・法律をこえる内
容もある。そのようなものに
対し議決はできないので退席
する。（退場）

小寺政広

目的、議員の責務、町民の
責務のような重大な欠落が条
例にある。それに対し修正案
を出したので、原案には反対
する。

村上 昇

3議員に同感である。中身
を修正するところはして、法
律的に見て問題をなくしても
らいたい。このまま議決をす
るのであれば私も出る。条例
案には反対である。（退場）

上郡町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識しその負託に応えるため、担い手たる町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として、町民の信頼に値する人格と倫理性を持つよう求められていることを自覚し向上に努めるとともに、自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、町民も町政に対する正しい認識と自覚を持ち、共に公正で開かれた民主的な町政と文化の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の奉仕者として町政に携わる権能と責務を自覚し地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにし、公共の利益を実現する自覚を持ち、その地位による影響力を不正に行使するような働きかけを行ってはならない。

(宣誓書の提出)

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、規則に定める宣誓書を上郡町議会議長（以下「議長」という。）に、提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された宣誓書を保管しなければならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律、その他関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その職務の公正を疑わせるような金品等の授受の行為をしないこと。
- (3) 町（町が設立した公社及び町が資本金その他これに準ずるものを出資している公益社団法人若しくは公益財団法人を含む。以下同じ。）が行う公共工事、業務委託及び物品購入（以下「工事等」という。）に関して特定の業者の推薦又は紹介をするなど関与をしないこと。
- (4) 町が行う公共工事の下請工事に関して特定の業者の推薦又は紹介をするなど関与をしないこと。
- (5) 公正な人事を図るため、町職員（臨時及び嘱託職員等を含む。）の採用、昇格、異動に関して推薦又は紹介するなど関与をしないこと。
- (6) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を遵守し、議員、その配偶者若しくは2親等以内の親族が経営する企業及び議員がその業務について実質的な支配力を及ぼしている企業に、町との請負契約、下請け工事、物品の納入及び業務の委託に関わる契約の自粛を求めること。

(8) 町が補助や助成している団体又は町の行政に直接関連する団体等の役員に就任しないこと。

(9) 政治活動に関して特定の個人、業者、企業、団体等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。後援団体についても同様とする。

2 前項第7号に規定する「実質的な支配力を及ぼしている企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員が、その経営方針又は主要な取引に関与している企業。
- (2) 議員が、資本金その他これに準ずるものを出資している企業。
- (3) 議員が、報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業。

3 第1項各号に規定する政治倫理基準違反の事実が公然と摘示された場合は、当該摘示事実の対象となった議員（以下「対象議員」という。）は、第9条に定める審査会に出席し疑惑の解明に当たるとともに、自ら誠実な態度をもって当該事実につき釈明するとともに、その責務を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準違反に関する説明会)

第5条 前条第3項に該当する場合において、別に規則で定める期間以内に、対象議員が同項に規定する釈明等を行わないときは、議員の選挙権を有する町民（以下「選挙権を有する町民」という。）は、別に規則の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、議長に対し、当該政治倫理基準違反に関する説明会（以下本条において「説明会」という。）の開催を請求することができる。ただし、請求代表者が、別に規則で定める期間満了後30日以内

に別に規則で定める請求代表者証明書の交付を申請しないときは、この限りでない。

2 前項の選挙権を有する町民及びその総数の50分の1の数については、地方自治法第74条第4項の規定を、前項の規定による請求者の署名については同法第74条第5項から第7項まで及び同法第74条の3第1項の規定を準用する。

3 議長は、対象議員から釈明等のための説明会の開催を求められた場合及び第1項の請求を受理した場合、別に規則で定めるところにより、当該説明会を開催しなければならない。

4 対象議員は、前項の説明会に出席しなければならない。

5 選挙権を有する町民は、別に規則で定めるところにより、第3項の規定により開催された説明会に出席し、対象議員に質問することができる。

6 第1項の規定による請求及び前項の質問に当たっては、対象議員の人格と政治倫理の向上に資するように解釈され、運用されなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、自らも主権者として、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚をもち、議員に対し次に掲げる働きかけを行ってはならない。

(1) 工事等及び下請工事に係る特定の業者の指名又は選定等の依頼。

(2) 町職員（臨時及び嘱託職員等を含む。）の採用、昇格、異動に関しての推薦又は紹介の依頼。

(3) 飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為。

(町の請負契約に関する遵守事項)

第7条 第4条第1項第7号に該当する議員は、責任を持って関係者又は関係企業の辞退届を提出し

なければならない。

2 前項の辞退届は議員の任期開始の日から、30日以内に議長に提出するものとする。

3 議員にかかる辞退届については、議長はその写しを町長に送付しなければならない。

4 議長は、前2項の規定による辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

(調査請求権)

第8条 町民は、議員がこの条例の規定に違反する疑いがあると認めるときは、規則で定める資料を添え、選挙権を有する者の50人以上の連署とともに文書で議長に調査を請求することができる。

2 議員は、議員がこの条例の規定に違反する疑いがあると認めるときは、規則で定める資料を添え、議員定数の6分の1以上の連署とともに文書で議長に調査を請求することができる。

(審査会の設置及び調査の依頼)

第9条 議長が前条の規定により調査の請求を受けたときは、直ちに上郡町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その書面の写しを添えて速やかに調査を依頼しなければならない。

2 審査会の委員は6人とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者並びに選挙権を有する町民で、公募に応じた者のうちから、議長が議会運営委員会に諮って選任し、公募に応じる者が定数に満たない場合は議会で協議し選任する。但し、第8条での請求者は、審査会の委員にはなれない。

(1) 学識経験者3名（町民代表）

(2) 議員3名（上郡町議会議員）

3 審査会の委員は、審査会が調査請求の審査結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らすしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 審査会の組織、運営等については、別に規則で定める。

(審査会の調査)

第10条 審査会は、第8条の規定による審査を求められたときは、60日以内に調査結果報告書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に第8条に規定する請求者に文書で回答しなければならない。

3 審査会は、審査請求書を提出した請求代表者から事情を聴取し、資料の提出を求め、又は町民その他関係人を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

4 審査会は、審査を請求された当該議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の4分の3以上の同意を必要とする。

(議員の協力義務)

第11条 対象議員は、審査会から要求があったときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(虚偽報告等の公表)

第12条 議長は、審査会の報告書において、対象議員、対象議員の配偶者又は2親等以内の親族、それ以外の同居の親族から虚偽の報告を受け、又は調査に協力しなかった等の指摘があった場合は、その旨を公表しなければならない。

〔審査結果に対する措置〕

第13条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、この条例の規定に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 対象議員の辞職勧告決議案を提出すること。
- (2) この条例の規定を遵守させるための警告を発すること。
- (3) その他必要と認めること。

2 審査会において対象議員が第2条又は第6条第1号から第3号までの規定に違反したと認定した場合において、違反行為が契約にかかるものであるときは、議長は町長に当該契約を結ばないよう勧告しなければならない。

3 議長は、第1項に掲げる措置を講じたときは、その旨を公表するものとする。

〔職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会〕

第14条 議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第199条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪（以下「職務関連犯罪」という。）による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、町民に対する説明会の開催を議長に求めなければならない。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。

2 町民は、前項の説明会が開催されないときは、有権者の50人以上の署名をもって、起訴の日から起算して50日以内に議長に説明会の開催を求めることができる。

3 町民は説明会において、当該議員に対して質問することができる。

4 説明会の開催及び運営についての手続きは、あらかじめ議長が定める。

〔議長職務の代行〕

第15条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が審査の対象になったときは最多数の多い年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

〔手続きの終了〕

第16条 この条例に規定する議員に関わる手続きは、当該議員が辞職又は失職したときは、終了するものとする。

〔委任〕

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

〔施行期日〕

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

修正案 小寺政広

条例案の一部を左のように改める。

第1条

「自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう」を、「その権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう」に。

第2条第2項

「その地位による影響力を不正に行使するような働きかけを行なってはならない」を、「町民全体の福祉の増進に努めなければならない」に。

第4条第1項第1号

「町民全体の奉仕者として」を、「町民全体の代表者として」に。

第4条第1項第6号

「その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。」を、「又はその職権を不正に行使するような働きかけないこと」に。

第4条第1項第6号に⑩を追加する。

「政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。」

第4条の2の2

「議員が、資本金その他これに準ずるものを出資している企業。」を、「議員が、資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業。」に。

第4条第2項第3号

「議員が、報酬（顧問料等その名目は問わない。）を受領している企業。」を、「議員が、年額120万円以上の報酬（顧問料等その名目は問わない。）を受領している企業。」に。

第6条第1項第3号

「飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為。」を、「議員の権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行なってはならない。」に。

第14条第2項

「署名」を、「連署」に。

上郡町議会議員政治倫理条例施行規則

条例の第3条、第5条、第8条、第9条及び第17条で引用する施行規則の条文は、現在整備中です。

付託審査報告

本会議では民生建設常任委員会に議案の審査が付託されました。委員会において議員から出された主な意見、審議結果などは、次のとおりです。

**民生建設常任委員会
(12月10日)開催**

自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める(請願)

保険業法の一部を改正する法律が施行されたことにより、自主的かつ健全、低廉な事業経費で運営されてきた知的障害者のための自主共済が、改正法の経過措置期間が過ぎた後は保険会社とみなされることになる。
1000万円以上の資本金や一定額の供託金、専門スタッフの配置、外部監督の導入等の規制が加わることになるため、自主共済の廃止、解散と深刻な状況になっている。

〔意見〕

- ・適正かつ健全に運営する自主共済は、保険業法の適用除外とするべきではないか。
- ・掛金、保険内容等の条件が従前と同等であれば、自主共済から保険会社に移行する方が加入者の安全が図られるのではないか。
- ・自主共済に対して、国が一定額を補助しても良いのではないか。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

増加する消費者相談に対し相談窓口の強化を図り、消費生活相談を行う消費生活相談員(1名)を配置するため、その者に掛かる報酬(月額13万3000円)を新たに定めるための改正。

〔質問〕

- ・相談員の人件費はどこが負担するのか。
- ・相談員の報酬単価、勤務形態は、自由に決められるか。
- ・相談員の業務として、商品の価格調査も含まれているか。

〔答弁〕

- ・全額国の交付金で賄われる。
 - ・国の基準では週4日以上相談窓口を開設し、報酬単価は、各市町の条例で定めることになっている。
 - ・電話及び窓口での相談業務のみであり、価格調査は含まれていない。
- 慎重審議の結果、請願、条例は原案のとおり採択すべきものと決した。
尚、意見書の政府関係機関への提出も決定した。

工事請負変更契約締結の件

上郡公民館等新築工事

契約金額 変更前 94,185,000円
変更後 99,193,500円
契約の相手方 姫路市西延末269-6
立建設㈱
代表取締役 野勢駒雄

請負変更理由

- ・交通誘導員1名の追加
- ・道路が狭いため外燈の設置
- ・落差があるため転落防止柵の設置
- ・防火シャッターの設置
- ・防犯燈の設置
- ・カーテンレール・暗幕の変更・追加

工事請負契約締結の件

屋外拡声器設置工事

契約方法 指名競争入札
契約金額 110,397,000円
契約の相手方 神戸市中央区海岸通11
㈱NTT西日本一兵庫
代表取締役社長 廣瀬雄二郎

平成21年度予算の補正

(単位：千円)

会計名	補正前	補正額	補正後	主な補正理由	
一般会計	7,893,908	335,639	8,229,547	上小・山小耐震補強設計・工事費等の増	
特別会計	国民健康保険事業会計(事業勘定)	1,870,615	8,615	1,879,230	前期高齢者交付金の増額交付による
	国民健康保険事業会計(直診勘定)	61,518	5,885	67,403	医薬品購入費の不足による増額
	後期高齢者医療事業会計	206,608	678	207,286	保険基盤安定繰入金増額の増額による
	介護保険事業会計	1,274,838	△209	1,274,629	人事院勧告に伴う人件費等の減額による
	水道事業会計	1,180,155	8,741	1,188,896	給与改定による減額、受託工事費増による営業収益の増
	農業集落排水事業会計	349,541	△30	349,511	人事院勧告に伴う人件費等の減額による
公共下水道事業会計	762,463	△206	762,257	人事院勧告に伴う人件費等の減額による	